

# 第74回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2022年6月23日(木曜日) 午前10時  
(受付開始 午前9時予定)

## 場所

帝国ホテル大阪 3階 孔雀の間  
大阪市北区天満橋一丁目8番50号

- 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、株主の皆さまの安全確保および感染拡大防止のため、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト(<https://www.ono.co.jp/>)にてお知らせいたしますので、ご来場の前にご確認くださいようお願い申し上げます。

## 目次

第74回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役8名選任の件	7
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	16
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額および内容決定の件	17

## (添付書類)

事業報告	28
連結計算書類	50
計算書類	52
監査報告書	54

## 議決権行使期限

2022年6月22日(水曜日)午後5時まで

## 小野薬品ミッションステートメント

私たちは企業理念である「病気と苦痛に対する人間の闘いのために」を具現化するための指針として、小野薬品で働く全世界の社員ひとり一人が進むべき方向性や行動のあり方を示す「めざす姿」「行動原則」を策定しています。

### 企業理念 ~Philosophy~

病気と苦痛に対する  
人間の闘いのために

Dedicated to the Fight against Disease and Pain

### めざす姿 ~Vision~

熱き挑戦者たちであれ

### 行動原則 ~Value~

- 小野は、世界を変えるチームとなる
- 小野は、壁にぶつかった時ほど奮い立つ
- 小野は、矜持を胸に行動する

証券コード4528  
2022年6月1日

株 主 各 位

大阪市中央区道修町二丁目1番5号  
〔本社事務所  
大阪市中央区久太郎町一丁目8番2号〕  
**小野薬品工業株式会社**  
代表取締役社長 相 良 暁

## 第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、**本総会では、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、株主の皆さまの安全確保および感染拡大防止のために、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

議決権の事前行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日(水曜日)午後5時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月23日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時予定)
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番50号  
帝国ホテル大阪3階 孔雀の間
3. 目的事項
  - 報告事項
    1. 第74期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第74期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 定款一部変更の件
    - 第3号議案 取締役8名選任の件
    - 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
    - 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額および内容決定の件

## 4. 議決権の行使についてのご案内

### 書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限 2022年6月22日(水曜日)午後5時まで**

### インターネット等による議決権行使



3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

**行使期限 2022年6月22日(水曜日)午後5時まで**

- 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ono.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ・業務の適正を確保するための体制
    - ・連結持分変動計算書
    - ・連結注記表
    - ・株主資本等変動計算書
    - ・個別注記表
- なお、監査役が監査した事業報告ならびに監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記事項により構成されています。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ono.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## インターネット等による議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限 2022年6月22日（水曜日）午後5時まで**

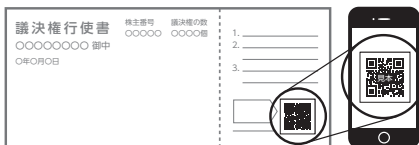
（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### ご注意

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

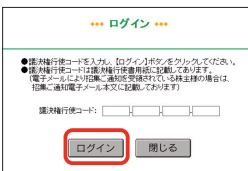
### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

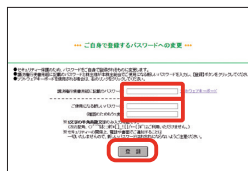
- 1 ウェブサイトへアクセス



- 2 ログインし、議決権行使コードの入力



- 3 パスワードの入力



- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

**☎ 0120-652-031** [受付時間 (午前9時～午後9時)]

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つと位置づけ、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績に応じた成果の配分を行うことを基本としております。

当期の期末配当金につきましては、以下のとおり1株につき28円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間にお支払いする配当金は、中間配当金28円と合わせて1株につき56円（前期に比べ6円増配）となります。

<期末配当に関する事項>

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 28円 配当総額 13,672,671,264円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会の招集権者および議長の規定（現行定款第13条）を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について 電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<b>第13条（招集権者および議長）</b> 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	<b>第13条（招集権者および議長）</b> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって、取締役会が定める取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 前項に定める取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現 行 定 款

**第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）**

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（新 設）

（新 設）

変 更 案

（削 除）

**第14条（電子提供措置等）**

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

**附則**

定款第14条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。



### 第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員（8名）の任期が満了いたしますので、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、社外取締役が過半数を占めるとともに、議長を社外取締役とする「役員人事案検討会議」での審議を経て、取締役会で決定いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当および重要な兼職	取締役会出席回数
1	再任 相良 暁	代表取締役 取締役社長	15回/15回 (100%)
2	再任 辻中 聡 浩	取締役専務執行役員 経営戦略本部長	15回/15回 (100%)
3	再任 滝野 十 一	取締役専務執行役員 研究本部長	15回/15回 (100%)
4	再任 小野 功 雄	取締役常務執行役員 経営調査室長	15回/15回 (100%)
5	再任 出光 清 昭	取締役常務執行役員 開発本部長	11回/11回* (100%)
6	再任 社外 独立 野村 雅 男	取締役 岩谷産業株式会社相談役 京阪神ビルディング株式会社社外取締役	15回/15回 (100%)
7	再任 社外 独立 奥野 明 子	取締役 甲南大学経営学部教授	15回/15回 (100%)
8	再任 社外 独立 長 榮 周 作	取締役 パナソニックホールディングス株式会社特別顧問 一般財団法人道路交通情報通信システムセンター理事長 (2022年6月退任予定)	11回/11回* (100%)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

※ 出光清昭氏および長榮周作氏の取締役就任後の取締役会開催数は11回であります。

候補者番号 1

再任



さが ら ぎょう  
相 良 暁

(1958年10月7日生)

所有する当社の株式の数  
56,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社  
2006年 4月 当社業務本部長兼経営統轄部長  
2006年 6月 当社取締役  
2007年 4月 当社経営統轄本部長  
2007年11月 当社営業本部長  
2007年12月 当社常務取締役  
2008年 2月 当社取締役副社長  
2008年 4月 当社経営統轄本部長  
2008年 6月 当社代表取締役副社長  
2008年 9月 当社代表取締役社長 (現任)

候補者番号 2

再任



つじ なか とし ひろ  
辻 中 聡 浩

(1964年12月18日生)

所有する当社の株式の数  
11,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社  
2004年 6月 当社甲信越支店長  
2007年11月 当社営業業務部長  
2012年10月 当社仙台支店長  
2015年10月 当社オンコロジー企画推進部長  
2016年 4月 当社オンコロジー統括部長  
2016年 6月 当社執行役員  
2018年10月 当社経営戦略本部長 (現任)  
2019年 6月 当社常務執行役員  
2020年 6月 当社取締役常務執行役員  
2021年 6月 当社取締役専務執行役員 (現任)

## 候補者番号 3

再任



たきの と いち  
滝野 十一

(1968年1月14日生)

所有する当社の株式の数  
12,300株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4月 当社入社  
 2006年 4月 当社国際部長  
 2008年 4月 当社事業開発部長  
 2008年 5月 当社新薬提携部長  
 2009年 7月 オノ・ファーマ・ユーエスエー インク副社長  
 2011年 6月 当社執行役員  
 2012年 4月 当社事業戦略本部長  
 2018年10月 当社研究統括本部長  
 2019年 4月 当社研究本部長（現任）  
 2019年 6月 当社常務執行役員  
 2020年 6月 当社取締役常務執行役員  
 2021年 6月 当社取締役専務執行役員（現任）

## 候補者番号 4

再任



おの いさ お  
小野 功雄

(1959年1月3日生)

所有する当社の株式の数  
1,511,175株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社  
 1986年 2月 当社取締役  
 1990年 5月 当社生産副本部長  
 1992年 6月 当社人材開発部長兼東京支社長補佐  
 1995年 8月 当社C I室長  
 2005年 9月 当社環境管理室長  
 2011年 6月 当社取締役執行役員  
 2014年 4月 当社経営調査室長（現任）  
 2015年 6月 当社取締役常務執行役員（現任）

候補者番号 5

再任



いで みつ きよ あき  
出光 清昭  
(1964年3月12日生)

所有する当社の株式の数  
4,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社  
2000年12月 オノ・ファーマ・ユーカー・リミテッド社長  
2008年1月 当社創薬事業部長  
2008年5月 当社探索研究提携部長  
2010年1月 当社新薬提携部長  
2012年4月 当社研究提携統括部長  
2013年10月 当社NV戦略企画部長  
2017年4月 当社メディカルアフケアズ統括部長  
2018年10月 当社執行役員  
2018年10月 当社開発本部長（現任）  
2020年6月 当社常務執行役員  
2021年6月 当社取締役常務執行役員（現任）

候補者番号 6

再任 社外 独立



の むら まさ お  
野村 雅男  
(1949年8月2日生)

所有する当社の株式の数  
5,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年3月 岩谷産業株式会社入社  
2007年6月 同社取締役執行役員  
2009年4月 同社常務取締役執行役員  
2010年4月 同社専務取締役執行役員  
2012年6月 同社代表取締役社長執行役員  
2017年4月 同社取締役相談役執行役員  
2017年6月 同社相談役（現任）  
2018年6月 当社社外取締役（現任）  
2019年6月 京阪神ビルディング株式会社社外取締役（現任）  
2020年6月 新コスモス電機株式会社社外取締役

<重要な兼職の状況>

岩谷産業株式会社相談役  
京阪神ビルディング株式会社社外取締役

## 候補者番号 7

再任 社外 独立



おく の あき こ  
奥野明子

(1970年11月17日生)

所有する当社の株式の数  
0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年 4月 大阪経済法科大学経済学部助教授  
2004年 4月 帝塚山大学経営情報学部助教授  
2007年 4月 帝塚山大学経営情報学部准教授  
2010年 4月 帝塚山大学経営情報学部教授  
2012年 4月 甲南大学経営学部教授（現任）  
2020年 6月 当社社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>  
甲南大学経営学部教授

## 候補者番号 8

再任 社外 独立



なが え しゅう さく  
長榮周作

(1950年1月30日生)

所有する当社の株式の数  
0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 松下電工株式会社入社  
2004年12月 同社経営執行役  
2007年 6月 同社常務取締役  
2010年 6月 パナソニック電工株式会社代表取締役社長  
2011年 4月 パナソニック株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）専務役員  
2012年 6月 同社代表取締役副社長  
2013年 6月 同社代表取締役会長  
2017年 6月 同社取締役会長  
2021年 6月 当社社外取締役（現任）  
2021年 6月 パナソニック株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）特別顧問（現任）

<重要な兼職の状況>  
パナソニックホールディングス株式会社特別顧問  
一般財団法人道路交通情報通信システムセンター理事長（2022年6月退任予定）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 野村雅男氏、奥野明子氏および長榮周作氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- ① 野村雅男氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。2018年に当社社外取締役に就任以来、独立した立場から、経営全般への助言・提言を行い、業務執行を適切に監督するなど、社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。同氏の経験、見識およびこれまでの職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役の責務を適切に果たすことができると判断しておりますので、選任をお願いするものであります。
  - ② 奥野明子氏は、経営学を専門とする大学教授としての高度な学術知識を有しております。2020年に当社社外取締役に就任以来、独立した立場から、女性の労働や人事評価制度等の専門領域における知見に基づく助言・提言を行い、業務執行を適切に監督するなど、社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、経営学の研究を通じて培った専門知識やこれまでの職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役の責務を適切に果たすことができると判断しておりますので、選任をお願いするものであります。
  - ③ 長榮周作氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。2021年に当社社外取締役に就任以来、独立した立場から、経営全般への助言・提言を行い、業務執行を適切に監督するなど、社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。同氏の経験、見識およびこれまでの職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役の責務を適切に果たすことができると判断しておりますので、選任をお願いするものであります。
4. 長榮周作氏が2021年6月まで取締役会長を務めていたパナソニック株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）および同社の米国子会社であるパナソニック アビオニクス株式会社（以下、PAC）は、PACによる航空会社との特定の取引およびその取引に関連するエージェントやコンサルタントの起用に関して、米国証券取引委員会および米国司法省との間で、連邦海外腐敗行為防止法およびその他の米国証券関連法違反の疑いによる調査に関し、2018年5月に米国政府への280,602,830.93米ドルの支払いおよびコンプライアンス改善のための各種取り組みについて合意しました。
5. 2018年3月に当社が実施した三重大学医学部への奨学寄附が贈賄に該当するとして、2021年6月に当社元社員2名が有罪判決を受けております。野村雅男氏、奥野明子氏および長榮周作氏は当該事案について事前に認識しておりませんでした。日頃から、取締役会等においてコンプライアンスの重要性および法令遵守の徹底について意見表明を行っております。また、当該事案の容疑を知り得た後において、各氏は事実関係の調査を要請するとともに、当社グループ全体の内部統制強化と再発防止のための意見表明を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。
6. 野村雅男氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。奥野明子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。長榮周作氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
7. 当社は、野村雅男氏、奥野明子氏および長榮周作氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする契約を締結しており、原案どおり各氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、各取締役との間で会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。原案どおり各候補者が選任された場合には、当社は当該契約を継続する予定であります。

9. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。原案どおり各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は2022年7月に更新する予定であります。
10. 野村雅男氏、奥野明子氏および長榮周作氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり各氏が選任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。

### ご参考 第3号議案が承認された後の経営体制（予定）

地 位	氏 名	主なスキル・経験分野							
		企業経営	財務・会計	法務・ リスク管理	研究・開発	事業戦略・ マーケティング	人事・ 人財開発	ESG・ サステナビリティ	グローバル 経験
代表取締役 取締役社長	相 良 暁	●	●			●		●	
取締役役 専務執行役員	辻 中 聡 浩		●			●	●		
取締 役 専務執行役員	滝 野 十 一				●	●			●
取締 役 常務執行役員	小 野 功 雄					●	●	●	
取締 役 常務執行役員	出 光 清 昭				●	●			●
取締 役	野 村 雅 男	●	●	●		●	●	●	
取締 役	奥 野 明 子						●	●	●
取締 役	長 榮 周 作	●			●	●		●	●
常勤監査役	西 村 勝 義			●		●		●	
常勤監査役	谷 坂 裕 信			●				●	
監 査 役	菱 山 泰 男			●				●	
監 査 役	田 辺 彰 子		●					●	

(注) 1. スキルの認定基準は以下のとおりです。

社内取締役：業務経験、管理職経験

社外取締役および監査役：監督・監査、助言を期待する分野

2. 常勤監査役は本総会終了後の監査役会にて、取締役の地位はその後の取締役会でそれぞれ決定いたします。



## ご参考 政策保有株式に関する事項

### 1. 政策保有に関する方針

真に患者さんのためになる革新的な新薬を創製するには、長期的な協力関係を維持することができるとパートナー企業の存在が不可欠であると考えています。このため、当社は当該企業との事業上の関係やシナジー創出等を総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、政策的に必要と判断した株式については保有しています。

中長期的な視点から当社の企業価値の向上につながるか否かの判断については、年1回、取締役会において個別銘柄ごとに保有目的や保有に伴う便益、リスク等を検証し、当該企業との事業上の関係やシナジー創出等を総合的に勘案した上で判断し、政策保有株式全体の見直しにつなげています。なお、検討の結果、縮減を行うことになった株式については、対話により投資先企業の理解を得つつ、縮減を進めています。

### 2. 政策保有株式の保有状況

区 分		第70期末	第71期末	第72期末	第73期末	第74期末 (当期末)
保有 銘柄数	上場	95	72	66	55	53
	非上場	16	14	14	15	14
	合計	111	86	80	70	67
貸借対照表 計上額 (百万円)	上場	166,290	147,312	124,876	136,055	113,151
	非上場	817	803	803	907	805
	合計	167,107	148,116	125,680	136,962	113,956
連結純資産比率		31.6%	26.3%	22.1%	21.4%	17.2%

- (注) 1. 有価証券報告書における「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を含む）」を「政策保有株式」として、その保有状況の推移を記載しています。
2. 上場とは、非上場株式以外の株式を示しています。
3. 非上場とは、非上場株式を示しています。
4. みなし保有株式に該当する株式を保有していません。
5. 貸借対照表計上額は単位未満を、連結純資産比率は小数点第2位以下を、それぞれ四捨五入しています。

### 3. 政策保有株式の縮減目標

当社は、中長期的に連結純資産に占める政策保有株式の割合（貸借対照表計上額ベース）を10%未満にすることを目標に縮減を進めてまいります。

#### 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第59回定時株主総会において、金銭報酬枠を年額4億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、当該上限額の範囲内で、取締役会の決議を経て各取締役に基本報酬を支給し、社外取締役以外の取締役に、各事業年度の業績等を踏まえて取締役賞与を支給してまいりました。

今般、当社が、「グローバル スペシャルティ ファーマ」を目指し、中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みを進める中で、取締役の役割・責務が増大していくことを考慮して、第5号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額および内容決定の件」とともに取締役の報酬制度を見直すことといたしました。

金銭報酬に関しては、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準の設定を可能とするとともに、取締役賞与（変動報酬）の比率を高め、取締役（社外取締役を除く。）の業績目標達成に対する動機づけを強化することを可能とするため、当社の取締役の報酬を年額7億円以内（うち社外取締役分は1億円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）に改定させていただきたいと存じます。

なお、当社は、今般の報酬制度の見直しにあたって、2022年5月11日開催の取締役会において、本議案および第5号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額および内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容（参考情報として26頁から27頁に記載）の改訂を決定しており、本議案は当該方針に沿った取締役の個人別の報酬等の支給のために必要かつ合理的な内容であることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されれば、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

## 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額および内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第59回定時株主総会において、年額4億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の報酬等の額は、年額7億円以内（うち、社外取締役分は年額1億円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）となります。また、2015年6月26日開催の当社第67回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を上記取締役の報酬等の額とは別枠で年額1億円以内としてご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、「グローバル スペシャルティ ファーマ」を目指して、中長期的な企業価値の向上を図る動機づけを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役の報酬制度を見直すことといたしました。

今般の報酬制度の見直しに伴い、上記株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等を廃止するとともに、対象取締役に対し、①一定の譲渡制限期間および無償取得事由等のために服する勤務継続型譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅰ」という。）と、②各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の譲渡制限付株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」という。）を割り当てるための報酬等を以下のとおり支給いたしたいと存じます。

つきましては、上記目的を踏まえ、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」に係る取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式Ⅰおよび業績連動型譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、譲渡制限付株式Ⅰについては年額1億円以内、業績連動型譲渡制限付株式については年額3億円以内として、設定することにつきご承認をお願いいたします。

なお、当社は、今般の報酬制度の見直しにあたって、2022年5月11日開催の取締役会において、本総会で本議案および第4号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容（参考情報として26頁から27頁に記載）の改訂を決定しており、本議案は当該方針に沿った取締役の個人別の報酬等の支給のために必要かつ合理的な内容であることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

また、株式報酬制度を一体的かつ効率的に管理・運営するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記のとおり、本議案のご承認を得られることを条件として、上記株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止します。さらに、対象取締役に当該報酬等の額の定めに基づいて割り当てられたストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本議案のご承認を得られることを条件として、対象取締役はその全部を放棄することといたします。

これに伴い、当社第75期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）（以下、「本事業年度」という。）に限り、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式Ⅰを割り当てることに係る移行措置として、譲渡制限付株式Ⅰに関する報酬等の額に基づく割当てとは別に、対象取締役に対し、上記のとおり放棄される株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の目的である当社普通株式の数（7万5,000株）と同数の譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅱ」という。）を報酬等として以下のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、本事業年度に限り、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」に係る取締役の報酬等の額ならびに上記譲渡制限付株式Ⅰおよび業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式Ⅱの割当てを行うための金銭報酬債権の総額を、年額4億円以内として設定することにつきご承認をお願いいたします。

なお、かかる割当ては、過年度において割り当てられたストックオプションとしての新株予約権の放棄に伴うものであり、実質的には、新たな報酬等を付加するものではなく、株式報酬制度を一体的かつ効率的に管理・運営するための措置として相当であると判断しております。

譲渡制限付株式Ⅰ、譲渡制限付株式Ⅱおよび業績連動型譲渡制限付株式のそれぞれの詳細につきましては、以下の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。また、上記報酬等の各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の当社の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

## 1. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式Ⅰおよび譲渡制限付株式Ⅱの具体的な内容

### （1）譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、各事業年度につき、当該事業年度に開催される定時株主総会の開催日から翌事業年度に開催される定時株主総会の開催日の前日までの期間の職務執行の対価として（ただし、譲渡制限付株式Ⅱに関しては、本事業年度に限り、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に代えて割り当てることに係る移行措置として）、対象取締役に対し、当社取締

役会決議に基づき、譲渡制限付株式Ⅰおよび譲渡制限付株式Ⅱに関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式Ⅰおよび譲渡制限付株式Ⅱの割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式Ⅰおよび譲渡制限付株式Ⅱの払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式Ⅰおよび譲渡制限付株式Ⅱを引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび以下（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## （2）譲渡制限付株式の総数

### 【譲渡制限付株式Ⅰ】

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式Ⅰの総数6万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式Ⅰの数の上限とする。

なお、本議案の決議の日以降、株式分割・株式併合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式Ⅰの総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式Ⅰの総数を合理的に調整することができる。

### 【譲渡制限付株式Ⅱ】

現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式Ⅰを割り当てることに係る移行措置として、本事業年度に限って対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式Ⅱの総数の上限を7万5,000株とする。

なお、本議案の決議の日以降、株式分割・株式併合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式Ⅱの総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式Ⅱの総数を合理的に調整することができる。

## （3）譲渡制限付株式割当契約の内容

### 【譲渡制限付株式Ⅰ】

譲渡制限付株式Ⅰの割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式Ⅰの割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### ①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式Ⅰの割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式Ⅰの交付日から当社の取締役、監査役、執行役員および使用人その他これに準ずる地位（以下、「対象職位」という。）のいずれの地位からも退任または退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間Ⅰ」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰ（以下、「本割当株式Ⅰ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### ②当社による無償取得

当社は、譲渡制限付株式Ⅰの割当てを受けた対象取締役が、対象職位のいずれの地位からも退任または退職した場合には、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合または死亡による場合を除き、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

また、本割当株式Ⅰのうち、上記①の譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において、下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### ③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式Ⅰの割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間Ⅰ中、継続して、対象職位にあったこと、および、対象取締役の対象職位からの退任または退職が任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由または死亡によるものであることを条件として、本割当株式Ⅰの全部につき、原則として譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役から退任した場合には、退任した時点をもって、当社の取締役の地位にあった期間に応じて合理的に調整した数の本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

### ④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅰの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

### ⑤マルス条項

当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、対象取締役が法令または社内規程等に重要な点で違反し、当社取締役会が相当と認める場合その他当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、当該対象取締役の保有する本割当株式Ⅰの全部を無償で取得する。

## 【譲渡制限付株式Ⅱ】

譲渡制限付株式Ⅱの割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式Ⅱの割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### ①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式Ⅱの割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式Ⅱの交付日から対象職位のいずれの地位からも退任または退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式Ⅱ（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他一切の処分行為をすることができない。

### ②当社による無償取得

当社は、譲渡制限付株式Ⅱの割当てを受けた対象取締役が、対象職位のいずれの地位からも退任または退職した場合には、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合または死亡による場合を除き、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

また、本割当株式Ⅱのうち、上記①の譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において、下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### ③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式Ⅱの割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間Ⅱ中、継続して、対象職位にあったこと、および、対象取締役の対象職位からの退任または退職が任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由または死亡によるものであることを条件として、本割当株式Ⅱの全部につき、原則として譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

### ④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会決議により、本割当株式Ⅱの全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

### ⑤マルス条項

譲渡制限付株式Ⅰに準じたマルス条項をおくものとする。

## 2. 対象取締役に対して付与する業績連動型譲渡制限付株式の具体的な内容

### (1) 業績連動型譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」という。）として、対象取締役に対して、当該対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける。そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、これらを支給するか否かおよび交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」という。）は確定していない。

なお、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、以下（5）に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

初回の対象期間は、第75期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）であり、以後、各事業年度について、これに対応する期間を新たな対象期間として業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものとする。

### (2) 業績連動型譲渡制限付株式の総数

各対象取締役に対して割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数18万株を、各対象期間について割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数の上限とする。

なお、本議案の決議の日以降、株式分割・株式併合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### (3) 交付株式数の算定方法

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる指標は、当社取締役会において決定する。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定する（ただし、100株未満の端数が生じた場合には100株単位で切り上げるものとする。）。

各対象取締役に対して計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合または支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数および総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数および金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものとする。



## 各対象取締役に対する交付株式数

基準となる株式数（※1）×支給割合（※2）

※1 各対象取締役の役位、職責等に応じ、当社取締役会において決定する。

※2 各対象期間の各数値目標等の達成率等に応じ、0～200%の範囲で当社取締役会において決定する。

初回の対象期間における業績評価指標は以下の内容とする予定である。

業績評価指標の内容		
財務目標	売上収益	
	営業利益	
戦略目標	中期的な企業価値向上に向けた取り組み (個人別に設定)	製品価値最大化
		パイプライン強化とグローバル開発の加速
		欧米自販の実現
		事業ドメインの拡大
		成長戦略を支える経営基盤（無形資産の拡充）
非財務目標	マテリアリティへの取り組み	
	ESG指数への採用状況	

## (4) 交付要件等

業績連動型譲渡制限付株式の割当ての対象となる職務執行期間（前事業年度に開催される定時株主総会の開催日から当該事業年度に開催される定時株主総会の開催日の前日までの期間）（以下、「対象職務執行期間」という。）において、各対象取締役について以下の権利喪失事由が生じた場合には、当該対象取締役は業績連動型譲渡制限付株式を受ける権利を喪失し、当社は当該対象取締役に対して金銭報酬債権を支給せず、業績連動型譲渡制限付株式も交付しないものとする。

業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行または自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は業績連動型譲渡制限付株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

- ①対象取締役が当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも退任または退職したこと  
(ただし、退任または退職と同時にこれらの地位のいずれかに就任または再任する場合、任期満了その他取締役会が正当と認める理由がある場合または死亡による場合を除く。)
- ②一定の非違行為があったこと
- ③当社取締役会が定めたその他の事由に該当する事実があったこと

なお、対象職務執行期間中に、各対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位から退任し、他の対象職位のうち取締役および執行役員以外のいずれかに就任した場合は、当社の取締役の地位にあった期間に応じて合理的に調整した数の業績連動型譲渡制限付株式を交付する。また、各対象取締役が任期満了その他取締役会が正当と認める理由もしくは死亡により、同期間中に、対象職位のいずれの地位からも退任もしくは退職した場合、または、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等がなされる場合は、業績連動型譲渡制限付株式に代えて、合理的に定める金銭を交付する。

## (5) 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### ①譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から対象職位のいずれの地位からも退任または退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間Ⅲ」という。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅲ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他一切の処分行為をすることができない。

## ②当社による無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、対象職位のいずれの地位からも退任または退職した場合には、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合または死亡による場合を除き、本割当株式Ⅲを当然に無償で取得する。

また、本割当株式Ⅲのうち、上記①の譲渡制限期間Ⅲが満了した時点において、下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

## ③譲渡制限の解除

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間Ⅲ中、継続して、対象職位にあったこと、および、対象取締役の対象職位からの退任または退職が任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由または死亡によるものであることを条件として、本割当株式Ⅲの全部につき、原則として譲渡制限期間Ⅲが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

## ④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅲ中に、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会決議により、本割当株式Ⅲの全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

## ⑤マルス・クローバック条項

当社は、譲渡制限期間Ⅲ中または譲渡制限の解除後一定の期間、対象取締役が法令または社内規程等に重要な点で違反し、当社取締役会が相当と認める場合その他当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、当該対象取締役の保有する本割当株式Ⅲの全部または一部を無償で取得し、または、当該株式が処分されている場合は当該対象取締役に対して処分行為時における当該株式の価額に相当する金額の支払を請求することができる。

## (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、当社の取締役を兼務しない執行役員に対して、上記と同様の業績連動型譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以 上

## ご参考

### 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 (第4号議案および第5号議案が承認された場合)

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告(45頁から46頁)に記載のとおりであります。第4号議案および第5号議案をご承認いただいた場合は、以下のとおり内容を変更いたします。

#### 1. 基本方針

当社の取締役は、研究開発型医薬品企業として持続的な成長の実現に努め、株主の皆様と利益意識を共有して企業価値の向上を図ることが求められている。そのため、取締役の報酬等は、中長期的な展望を持って挑戦を続けることを奨励するとともに、業績目標に対する意識を高め、企業価値向上への貢献を促すことができる内容とする。

この基本的な考え方にに基づき、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬等」および中長期インセンティブとしての「株式報酬」により構成し、社外取締役については、客観的かつ独立した立場から経営を監督するという役割を考慮し、固定報酬である「基本報酬」のみとする。

#### 2. 報酬水準

取締役の報酬等は、優秀な人材を確保するにふさわしい報酬水準であることを前提に、事業規模、職責、経営戦略等を勘案し、外部専門機関の経営者報酬データベースも参考にして適切な水準となるように設定する。

#### 3. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は月次の固定報酬とする。

#### 4. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標の目標数値の達成度を反映させることを基本に、企業価値向上に対する個人別の貢献度、事業環境の変化等を査定・評価した上で額を算定し、賞与として、毎事業年度終了後に一括して支給する。なお、業績指標は、基本方針を踏まえて、その内容を決定する。

非金銭報酬等は、株主の皆様と同じ目線で中長期的な企業価値の向上を図る動機づけとして、

退任後に一括して譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を交付する。譲渡制限付株式報酬は、意思決定に対する責任の大きさに応じて交付株式数を算定する「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」と、中長期的な経営戦略・経営課題と紐づけて事業年度単位で設定する業績目標（ESG目標を含む）の達成度と事業年度ごとの業績指標の目標数値の達成度を踏まえて交付株式数を算定する「業績連動型譲渡制限付株式報酬」により構成する。勤務継続型譲渡制限付株式報酬は定時株主総会終了後に交付し、業績連動型譲渡制限付株式報酬は業績評価期間（1事業年度）終了後の業績評価結果に基づき、定時株主総会終了後に交付する。なお、業績連動型譲渡制限付株式報酬の交付対象者が任期満了により取締役を退任する場合など、譲渡制限付株式を交付することが適当でないときは、株式の交付に代えて金銭で支給（精算）する。

## 5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬構成の割合は、当社の事業特性やその時々々の経営課題、事業環境を踏まえて妥当性を判断する。なお、業績連動報酬等（目標達成時）および非金銭報酬等は、その目的に鑑み、代表取締役・CEOは、他の業務執行取締役より報酬全体に占める比率を高める構成とする。

## 6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額等については、株主総会で承認を得た範囲内で、「役員報酬案検討会議」における審議を経て、取締役会に諮り決定する。

## 7. その他重要な事項

中長期インセンティブである譲渡制限付株式報酬について、制度運用の適正性を確保するために必要と判断した場合は、重大な不正等により、不当な株式報酬を受けた取締役に対し、公正かつ慎重な手続を経た上で株式報酬の全部または一部の没収（マルス）や譲渡制限解除後の返還（クローバック）を求めることができるようにする。

以上

## (添付書類)

### 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過およびその成果

###### ① 業績の概況

区 分	第73期 (2021年3月期)	第74期(当期) (2022年3月期)	対前期増減額	対前期増減率
売上収益	309,284百万円	361,361百万円	52,076百万円	16.8%
営業利益	98,330百万円	103,195百万円	4,865百万円	4.9%
税引前当期利益	100,890百万円	105,025百万円	4,135百万円	4.1%
当期利益 (親会社の所有者帰属)	75,425百万円	80,519百万円	5,094百万円	6.8%

###### (売上収益)

売上収益は、前期比521億円(16.8%)増加の3,614億円となりました。

- ・ 抗悪性腫瘍剤「オプジーボ点滴静注」は、競合他社製品との競争が激化する一方、非小細胞肺癌一次治療や食道がん、胃がん一次治療における使用が拡大したことなどにより、前期比136億円(13.8%)増加の1,124億円となりました。
- ・ その他の主要新製品では、糖尿病、慢性心不全および慢性腎臓病治療剤「フォシーガ錠」は367億円(前期比64.0%増)、2型糖尿病治療剤「グラクティブ錠」は245億円(同3.8%減)、関節リウマチ治療剤「オレンシア皮下注」は229億円(同4.5%増)、血液透析下の二次性副甲状腺機能亢進症治療剤「パーサビブ静注透析用」は89億円(同10.2%増)、多発性骨髄腫治療剤「カイクロリス点滴静注用」は84億円(同17.5%増)となりました。
- ・ 長期収載品は、後発品使用促進策等の影響を受け、末梢循環障害改善剤「オパルモン錠」は47億円(前期比13.4%減)、アルツハイマー型認知症治療剤「リバスタッチパッチ」は29億円(同56.6%減)となりました。
- ・ ロイヤルティ・その他は、前期比207億円(21.8%)増加の1,154億円となりました。

###### (営業利益)

営業利益は、前期比49億円(4.9%)増加の1,032億円となりました。

- ・ 売上原価は、製品商品の売上が増加したことなどにより、前期比79億円(9.3%)増加の935億円となりました。
- ・ 研究開発費は、研究に係る費用および提携企業との共同開発費用や治験薬準備費用が増加するとともに、開発化合物に係る無形資産の減損損失を計上したことなどにより、前期比135億円(21.6%)増加の759億円となりました。

- ・販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）は、新製品の上市および効能追加に係る費用、フォシーガ錠の売上拡大に伴うコ・プロモーション費用やIT・デジタル関連の情報基盤強化に伴う費用などが増加したことにより、前期比78億円（11.3%）増加の771億円となりました。
- ・その他の収益は、前期にロシュ社から抗PD-L1抗体関連特許に関するライセンス契約締結に伴う契約一時金を得ており、その反動などで前期比72億円減少の10億円となりました。
- ・その他の費用は、PD-1抗体関連特許に関する訴訟の和解に伴う解決金等50億円および京都大学への寄附金230億円と、すでに計上していた特許権等実施料引当金207億円との差額73億円を計上したことや、ブリistol・マイヤーズ スクイブ社とのオプジーボに係る提携契約に関連する費用を計上したことなどにより、前期比108億円増加の127億円となりました。

#### （当期利益（親会社の所有者帰属））

親会社の所有者に帰属する当期利益は、税引前当期利益の増加に伴い、前期比51億円（6.8%）増加の805億円となりました。

#### ② 研究開発活動

当社グループは、「病気と苦痛に対する人間の闘いのために」という企業理念のもと、これまで克服されていない病気や、いまだ患者さんの治療満足度が低く、医療ニーズの高い疾患領域に挑戦し、独創的かつ画期的な医薬品の創製に向けて努力を積み重ねています。

現在、開発パイプラインには、オプジーボに加えて、抗体医薬品を含む抗がん剤の新薬候補化合物をはじめ、自己免疫疾患や神経系疾患の治療薬候補などがあり、開発を進めています。なかでも、がん治療の領域は医療ニーズが高いことから、重要な戦略分野と位置づけています。

創薬研究においては、医療ニーズの高いがんや免疫、神経、スペシャリティ領域を重点領域に定め、それぞれの領域でヒト疾患バイオロジーを掘り下げ、医療ニーズを満たし得る新薬の創製を目指して、創薬力の強化に努めています。そのために、当社が得意とするオープンイノベーションを積極的に推進することで、独創的な創薬シーズを見出し、インフォマティクスやヒト疾患モデル作製、新薬候補化合物作製など、様々な社内外の最新技術を利用して、医療インパクトのある画期的新薬の創製を目指します。

重点領域において8つの新薬候補化合物が臨床ステージに移行しており、今後さらに創薬のスピードと成功確率を向上させるために、基礎と臨床の橋渡しを担うトランスレーショナル研究も強化しています。研究早期段階からヒトゲノム情報やヒトiPS細胞などの研究ツールとインフォマティクスを有機的に活用することで、標的分子の疾患との関連性を解析し、新薬候補化合物のヒトにおける有効性をより正確に予測・評価できる生理学的指標（バイオマーカー）を見出せるよう努めています。

開発のスピードと成功確率を向上させるために、蓄積した臨床試験データを用いて、有効性、安全性の予測精度を向上させる取り組みを行っています。また、新薬候補化合物の価値を最大化するために、研究段階から研究本部と連携して早期に開発戦略の立案に着手し、複数の疾患を対象に早期臨床試験を実施することを目指しています。欧米の臨床開発の機能の充実を図ることで、今後は、日本、米国、欧州で柔軟に早期臨床試験を実施できる体制を構築していきます。

また、ライセンス活動による有望な新薬候補化合物の導入にも努め、研究開発活動の一層の強化に取り組んでいます。

当期における研究開発活動の主な成果（期末以後のものを含む）は、以下のとおりです。

### （開発品の主な進捗状況）

#### <がん領域>

#### 「オプジーボ/ニボルマブ」

##### 胃がん

- ・昨年6月、フルオロピリミジン系薬剤およびプラチナ系薬剤を含む化学療法との併用療法について、韓国で「進行又は転移性胃がん、胃食道接合部がん及び食道腺がん」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・昨年10月、フルオロピリミジン系薬剤およびプラチナ系薬剤を含む化学療法との併用療法について、台湾で「HER2過剰発現を伴わない進行又は転移性胃がん、胃食道接合部がん及び食道腺がん」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・昨年11月、化学療法との併用療法について、国内で「治癒切除不能な進行・再発の胃がん」を効能・効果とした承認を取得しました。

##### 食道がん

- ・昨年9月、「ヤーボイ」との併用療法および化学療法との併用療法について、国内で「根治切除不能な進行・再発の食道がん」を効能・効果とした承認申請を行いました。
- ・昨年11月、国内で「食道がん又は食道胃接合部がんの術後補助療法」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・昨年12月、台湾で「術前補助化学放射線療法を受け病理学的残存病変を認めた完全切除後の食道がん又は胃食道接合部がん患者の術後補助療法」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・本年2月、韓国で「術前補助化学放射線療法及び完全切除後に病理学的残存病変を認めた食道がん又は胃食道接合部がん患者の術後補助療法」を効能・効果とした承認を取得しました。

##### 悪性胸膜中皮腫

- ・昨年5月、「ヤーボイ」との併用療法について、国内で「切除不能な進行・再発の悪性胸膜中皮腫」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・昨年6月、「ヤーボイ」との併用療法について、韓国で「切除不能な悪性胸膜中皮腫」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・昨年9月、「ヤーボイ」との併用療法について、台湾で「切除不能な悪性胸膜中皮腫」を効能・効果とした承認を取得しました。



### 腎細胞がん

- ・昨年8月、武田薬品工業株式会社が開発中のキナーゼ阻害剤「カボメティクス錠/カボザンチニブリンゴ酸塩」との併用療法について、国内で「根治切除不能又は転移性の腎細胞がん」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・本年2月、「カボメティクス錠/カボザンチニブリンゴ酸塩」との併用療法について、韓国で「進行腎細胞がん患者のファーストライン治療」を効能・効果とした承認を取得しました。

### 尿路上皮がん/膀胱がん

- ・本年2月、韓国で「根治切除後の再発リスクが高い筋層浸潤性膀胱がん（MIBC）患者の術後補助療法」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・本年3月、国内で「尿路上皮がん患者の術後補助療法」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・本年4月、台湾で「根治切除後の再発リスクが高い筋層浸潤性尿路上皮がん患者の術後補助療法」を効能・効果とした承認を取得しました。

### 結腸・直腸がん

- ・本年2月、「ヤーボイ」との併用療法について、韓国で「フルオロピリミジン、オキサリプラチン及びイリノテカンによる治療後に病勢進行した進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-H）又はDNAミスマッチ修復機構欠損（dMMR）を有する大腸がん（CRC）」を効能・効果とした承認を取得しました。

### 非小細胞肺がん

- ・昨年6月、抗VEGFヒト化モノクローナル抗体「ベバシズマブ」と化学療法との併用療法について、国内で「切除不能な進行・再発の非小細胞肺がん」を効能・効果とした添付文書の改訂を行いました。
- ・本年1月、「ベバシズマブ」と化学療法との併用療法について、台湾で「EGFR又はALK遺伝子変異陰性の進行・再発の非扁平上皮非小細胞肺がんのファーストライン治療」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・本年2月、「ベバシズマブ」と化学療法との併用療法について、韓国で「EGFR又はALK遺伝子変異陰性の進行・再発の非扁平上皮非小細胞肺がんのファーストライン治療」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・本年4月、化学療法との併用療法について、国内で「非小細胞肺がんの術前補助療法」を効能・効果とした承認申請を行いました。

### 原発不明がん

- ・昨年12月、国内で「原発不明がん」を効能・効果とした承認を取得しました。

### ホジキンリンパ腫

- ・昨年9月、国内で「再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫」に対する小児の用法および用量の追加に係る承認を取得しました。

### 固形がん

- ・昨年4月、国内で「固形がん（子宮頸がん、子宮体がん及び軟部肉腫）」を対象とした開発を実施していましたが、戦略上の理由により開発を中止しました。

### 中枢神経系原発リンパ腫/精巣原発リンパ腫

- ・昨年4月、国内で「中枢神経系原発リンパ腫/精巣原発リンパ腫」を対象とした開発を実施していましたが、戦略上の理由により開発を中止しました。

#### 頭頸部がん

- ・昨年7月、「ヤーボイ」との併用療法について、日本、韓国および台湾で「頭頸部がん」を対象とした開発を実施していましたが、主要評価項目を達成できませんでした。

#### 胆道がん

- ・本年4月、国内で「胆道がん」を対象としたフェーズⅡ試験を実施していましたが、戦略上の理由により申請を断念したため、開発パイプラインから削除しました。

なお、「オプジーボ」の日本・韓国・台湾以外の地域における開発・販売は、パートナー企業であるブリストル・マイヤーズ スクイブ社が行っています。

#### 「ベレキシブル錠/チラブルチニブ塩酸塩/ONO-4059」

- ・昨年11月、BTK阻害剤「ベレキシブル錠」について、韓国で「再発又は難治性の中枢神経系原発リンパ腫」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・本年2月、BTK阻害剤「ベレキシブル錠」について、台湾で「再発又は難治性の中枢神経系原発リンパ腫」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・昨年7月、BTK阻害薬「ONO-4059」について、米国で「中枢神経系原発悪性リンパ腫」を対象としたフェーズⅡ試験を開始しました。

#### 「ビラフトビカプセル/エンコラフェニブ」 「メクトビ錠/ビニメチニブ」

- ・昨年8月、BRAF阻害剤「ビラフトビカプセル/エンコラフェニブ」について、抗ヒトEGFRモノクローナル抗体「セツキシマブ」との併用療法で、韓国で「治療歴を有するBRAF<sup>V600E</sup>変異を有する成人の進行・再発の結腸・直腸がん」の効能・効果とした承認を取得しました。
- ・昨年8月、BRAF阻害剤「ビラフトビカプセル」およびMEK阻害剤「メクトビ錠」について、韓国で「悪性黒色腫」を対象としたフェーズⅢ試験を実施していましたが、戦略上の理由により開発を中止しました。
- ・昨年8月、MEK阻害剤「メクトビ錠」について、韓国で「結腸・直腸がん」を対象としたフェーズⅢ試験を実施していましたが、戦略上の理由により開発を中止しました。

#### 「ONO-7475」

- ・昨年4月、Axl/Mer阻害薬「ONO-7475」について、国内で「EGFR遺伝子変異陽性非小細胞肺癌」を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。

#### 「ONO-7913/Magrolimab」

- ・昨年10月、抗CD47抗体「ONO-7913」について、国内で「TP53変異陽性急性骨髄性白血病」を対象としたフェーズⅢ試験を開始しました。
- ・本年1月、抗CD47抗体「ONO-7913」について、韓国および台湾で「急性骨髄性白血病」を対象としたフェーズⅢ試験を開始しました。
- ・昨年4月、「オプジーボ」と抗CD47抗体「ONO-7913」との併用療法について、国内で「膵がん」、「結腸・直腸がん」を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。

- ・昨年4月、抗CD47抗体「ONO-7913」について、国内で「骨髄異形成症候群」を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。
- 〔ONO-7119〕
- ・昨年8月、「オプジーボ」とPARP7阻害薬「ONO-7119」との併用療法について、国内で「固形がん」を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。
- 〔ONO-4578〕
- ・昨年7月、プロスタグランジン受容体（EP4）拮抗薬「ONO-4578」について、国内で「ホルモン受容体陽性HER2陰性乳がん」を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。
- 〔ONO-4483〕
- ・昨年7月、「オプジーボ」と抗KIR抗体「ONO-4483」との併用療法について、国内で「固形がん」を対象とした開発を実施していましたが、戦略上の理由により国内での開発を中止しました。
- 〔ONO-4685〕
- ・昨年10月、PD-1×CD3二重特異性抗体「ONO-4685」について、米国で「T細胞リンパ腫」を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。
- 〔ONO-7122〕
- ・昨年10月、「オプジーボ」とTGF-β阻害薬「ONO-7122」との併用療法について、国内で「固形がん」を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。
- 〔ONO-7914〕
- ・昨年11月、「オプジーボ」とSTINGアゴニスト「ONO-7914」との併用療法について、国内で「固形がん」を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。
- 〔ONO-7701/Linrodostat〕
- ・本年2月、「オプジーボ」とIDO1阻害薬「ONO-7701」との併用療法について、日本、韓国および台湾で「膀胱がん」を対象としたフェーズⅢ試験を実施していましたが、戦略上の理由により開発を中止しました。
- 〔ONO-7807〕
- ・本年3月、「オプジーボ」と抗TIM-3抗体「ONO-7807」との併用療法について、国内で「固形がん」を対象としたフェーズⅠ/Ⅱ試験を実施していましたが、戦略上の理由により開発を中止しました。
- 〔ONO-7912〕
- ・がん代謝阻害薬「ONO-7912」について、ラファエル社が「膵がん」を対象としたフェーズⅢ試験および「急性骨髄性白血病」を対象としたフェーズⅢ試験を実施していましたが、期待していた有効性が確認できませんでした。その結果を踏まえ、本年2月、「膵がん」を対象とした国内のフェーズⅠ試験を中止しました。
- 〔ONO-7911〕
- ・本年4月、「オプジーボ」とPEG化IL-2「ONO-7911」との併用療法について、国内で「固形がん」を対象としたフェーズⅠ試験を実施していましたが、戦略上の理由により開発を中止しました。

<がん領域以外>

「フォシーガ錠/ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物」

- ・昨年8月、選択的SGLT2阻害剤「フォシーガ錠」について、国内で「慢性腎臓病（ただし、末期腎不全又は透析施行中の患者を除く）」を効能・効果とした承認を取得しました。

「オノアクト点滴静注用/ランジオロール塩酸塩」

- ・昨年10月、短時間作用型 $\beta$ 1選択的遮断剤「オノアクト点滴静注用」について、国内で「小児の心機能低下例における頻脈性不整脈（上室頻脈、心房細動、心房粗動）」を効能・効果とした承認申請を行いました。

「ベレキシブル錠/チラブルチニブ塩酸塩/ONO-4059」

- ・本年4月、BTK阻害剤「ベレキシブル錠」について、国内で「天疱瘡」を対象としたフェーズⅢ試験を開始しました。
- ・BTK阻害剤「ONO-4059」について、2014年に米国ギリアド社に導出しましたが、既に返還されているがん領域で開発・商業化する権利に加え、当期中にがん領域以外での同権利が返還されました。

「フォイパン錠/カモスタットメシル酸塩」

- ・昨年6月、経口蛋白分解酵素阻害剤「フォイパン錠」について、国内で「新型コロナウイルス感染症」を対象としたフェーズⅢ試験を実施していましたが、期待していた有効性が確認できなかったため、開発を中止しました。

「オレンシア皮下注/アバタセプト」

- ・本年1月、T細胞活性化抑制剤「オレンシア皮下注」について、国内で「多発性筋炎・皮膚筋炎」を対象としたフェーズⅢ試験を実施していましたが、期待していた有効性が確認できなかったため、開発を中止しました。

「ジョイクル関節注/ジフロフェナクエタルヒアルロン酸ナトリウム」

- ・本年3月、NSAID結合ヒアルロン酸「ジョイクル関節注」について、国内で「腱・靭帯付着部症」を対象としたフェーズⅡ試験を実施していましたが、主要有効性評価を達成できなかったため、開発パイプラインから削除しました。

「ONO-2017」

- ・昨年12月、電位依存性ナトリウム電流阻害/GABA<sub>A</sub>イオンチャネル機能増強薬「ONO-2017」について、国内で「てんかん強直間代発作」を対象としたフェーズⅢ試験を開始しました。
- ・電位依存性ナトリウム電流阻害/GABA<sub>A</sub>イオンチャネル機能増強薬「ONO-2017」について、国内で「てんかん部分発作」を対象としたフェーズⅢ試験を実施しています。

「ONO-2910」

- ・昨年4月、シュワン細胞分化促進薬「ONO-2910」について、国内で「糖尿病性多発神経障害」を対象としたフェーズⅡ試験を開始しました。

「ONO-4685」

- ・昨年9月、PD-1×CD3二重特異性抗体「ONO-4685」について、欧州で「自己免疫疾患」を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。

### (創薬/研究提携活動の状況)

- ・ 昨年8月、英国Healx社と、同社独自の人工知能技術を活用した、アンメットメディカルニーズを満たす革新的な治療薬の創製を目的とした研究提携契約を締結しました。
- ・ 昨年8月、ミラバイオロジクス社と同社独自の環状ペプチド探索法とタンパク質工学を融合させた新技術 (LassoGraft Technology®) を活用した次世代バイオ医薬品の創製を目的とした創薬提携契約を締結しました。
- ・ 昨年12月、米国Vanderbilt大学との創薬提携を継続する契約を締結しました。同大とは2015年11月に締結した創薬提携契約に基づき、未開拓のイオンチャネルあるいはトランスポーターが創薬標的となり得るかを検証するための化合物を見出し、その検証結果に基づいて、新規の中樞神経系疾患に対する治療薬候補の創製に取り組んでいます。
- ・ 本年1月、スイスNeurimmune社と、同社独自の抗体創出アプローチであるReverse Translational Medicine™技術を活用し、神経変性疾患領域における創薬標的に対する抗体医薬品の創製を目的とした創薬提携契約を締結しました。
- ・ 本年3月、仏国Iktos社と、新規の化学構造を設計する同社独自の人工知能 (AI) 創薬技術を活用して、当社が提示する創薬標的に対する革新的な低分子化合物を創製することを目的とした創薬提携契約を締結しました。
- ・ 本年3月、スイスNumab社と、2017年に締結したがん免疫領域における多重特異性抗体の創製に関する契約のオプション権を行使し、新たに開発・ライセンス契約を締結しました。
- ・ 本年4月、仏国Domain社、カナダMontréal大学と、独自のGタンパク質共役受容体 (以下、GPCR) 創薬プラットフォームとGPCR創薬に対する医薬品化学及び薬理学における専門知識を応用して、代謝性疾患領域において当社が選択したGPCRを標的とした新規低分子化合物の創製を目的とする創薬提携契約を締結しました。

### (2) 設備投資の状況

当期におきましては、研究設備の増強・維持投資52億円、営業設備等の増強・維持投資29億円、生産設備の増強・維持投資12億円、合計93億円の設備投資を行いました。

### (3) 資金調達の状況

当期におきましては、社債および新株式の発行による資金調達は行っていません。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 企業理念および基本方針

当社グループは、「病気と苦痛に対する人間の闘いのために」という企業理念のもと、いまだ満たされない医療ニーズに応えるため、真に患者さんのためになる革新的な新薬の創製を行う「グローバル スペシャルティ ファーマ」を目指して積極的な努力を続けています。また、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、財務と非財務の経営課題を統合的に捉えて価値創造につなげるサステナブル経営方針を定め、重点課題への取り組みを推進しています。

そして、全ての事業活動において、人の生命に関わる医薬品を取り扱う製薬企業としての責任を深く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観に基づき行動すべく、コンプライアンスの一層の強化に努めています。

## ② 経営課題

新薬開発型医薬品企業として持続的な発展を実現するため、次のとおり現状の課題を定め、対応に取り組んでいます。

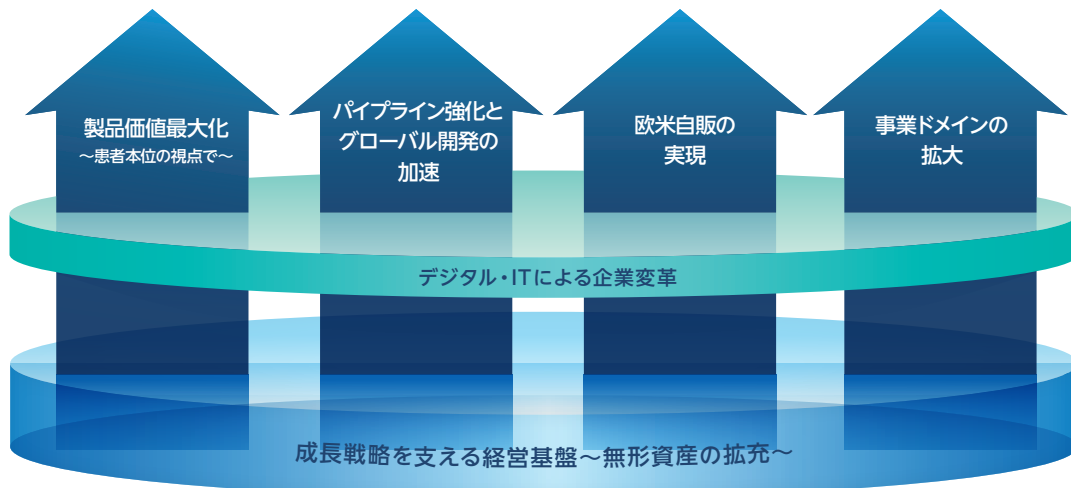
(現状における課題と取り組み)

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、変異ウイルス株の発生もあり収束についてはまだ不透明な状況です。こうした中で当社では、医薬品の安定供給体制の確保・維持をはじめ、事業活動の継続のため、従業員および事業関係者への感染防止など様々な対応を行っております。

医薬品業界を取り巻く環境は目まぐるしいスピードで日々変化していますが、オープンイノベーションの活発化やデジタルを核とした異業種連携による新しい価値の創出、セルフメディケーションの重要性の高まりなど、新薬開発における様々な成長機会は残されております。当社では、あらゆる状況に柔軟かつ迅速に対応して世界で通用する企業となることを目指し、4つの成長戦略「製品価値最大化～患者本位の視点で～」 「パイプライン強化とグローバル開発の加速」 「欧米自販の実現」 「事業ドメインの拡大」を定めて事業活動に取り組んでいます。さらに、これらの成長戦略を支える経営基盤であるデジタル・IT基盤、人財、企業ブランド等の無形資産の拡充に努めます。

“病気と苦痛に対する人間の闘いのために”

## グローバルスペシャリティファーマを目指して



### 成長戦略：製品価値最大化～患者本位の視点で～

患者さんとその家族のウェルビーイング（心身的・社会的・生活満足度が満たされている状態）実現に、医療従事者とともに挑み、その結果として新薬が速やかに浸透している状態を目指して、スピーディーかつ効果的な開発、競争力のあるマーケティング、そして精緻な情報提供・収集に取り組みます。

マーケティング、情報提供・収集においては、医療課題に対して医療従事者とともに患者視点で取り組むスペシャリティ人財を育成するとともに、デジタルを活用して効果的かつ効率的な情報提供・収集を実践し、製品のポテンシャルを最大限引き出せるよう取り組んでいます。開発においては現在、重要戦略分野であるオンコロジー領域を中心に、100近くに及ぶ多くの臨床試験を行っています。

オンコロジー領域の主力製品の一つであるオプジーボでは、パートナー企業である米国ブリistol・マイヤーズ スクイブ社とともに、適応がん腫の拡大・治療ラインの拡大・併用療法の開発を行い、製品価値の最大化を目指します。

プライマリー領域の主力製品の一つフォシーガでは、パートナー企業である英国アストラゼネカ社とともに、糖尿病だけでなく、昨年度に適応拡大した慢性心不全や慢性腎臓病患者さんにも、早く、確実に届けることにより、健康寿命延伸に向けた課題の解決にも挑んでいきます。

### 成長戦略：パイプライン強化とグローバル開発の加速

世界には現在も治療法のない病に苦しむ人が大勢います。当社は、いまだ満たされない医療ニーズにお応えすることができる「グローバル スペシャリティ ファーマ」を目指しており、医療ニーズの高いがんや免疫疾患、中枢神経疾患、スペシャリティ領域を重点研究領域に据えて、それぞれの領域で疾患ノウハウを蓄積し、医療現場に革新をもたらす新薬を創出していきます。世界をリードする大学や研究機関、バイオベンチャー企業との研究・創薬提携を強化・拡充し、ファーストインクラスが狙える独自性の高いパイプラインの充実を図ります。また、創薬テーマに応じた様々な創薬モダリティを活用し、独自性の高い自社創薬に挑み続けるとともに、患者さんやヒト由来のデータを積極的に用いた創薬標的の検証やトランスレーショナル研究の強化により、研究開発の確実性の向上に努めます。加えて、医療ニーズの高い分野での革新的な化合物の導入や新技術の獲得も、積極的に進めていきます。

### 成長戦略：欧米自販の実現

新薬を世界中に提供できるよう、海外での自社販売を目指して取り組んでいます。すでに、韓国、台湾では、現地法人を設立して自社製品の販売を開始しています。欧米についても、今後の自社販売活動を視野に入れて、米国でのブルトン型チロシンキナーゼ阻害剤であるONO-4059(ベレキシブル錠)の開発をはじめとして複数のプロジェクトの開発を進めるとともに、販売体制の整備に努めています。

### 成長戦略：事業ドメインの拡大

拡大するヘルスケア分野のニーズを捉え、新たな価値を提供し続けるため、事業ドメインの拡大に取り組んでいます。昨年、機能性表示食品等を主な事業とする小野薬品ヘルスケア株式会社を設立しました。さらに本年、これまでの医療用医薬品の研究開発で当社が培ってきた資産を最大限に生かした機能性表示食品「睡眠サプリメント「REMWELL（レムウェル）」」を発売しました。脂質研究のパイオニアとしてリポドサプリ事業を通じて、今後さらに様々な健康課題の解決に取り組めます。またデジタルを活用し、顧客の未解決課題と向き合い、新たな価値創出に挑戦します。さらにこれらの活動と並行して、ヘルスケア分野でのベンチャー企業への投資活動を通じて新たな事業の創出/拡大を目指します。

### 成長戦略を支える経営基盤：無形資産の拡充

4つの成長戦略を支え、飛躍的な成長を果たすため、人財、企業ブランド、デジタル・IT基盤等の無形資産の拡充に取り組めます。人財育成では、次期経営人財、世界を舞台にビジネスができるグローバル人財、企業変革をけん引するデジタル人財、次世代の成長を牽引するイノベーション人財の育成に注力します。また、特に欧米進出で大きな課題となる企業認知度の向上については、「革新的な医薬品」「Pharma」「社会から必要とされる企業」といった企業ブランドの浸透に努め、企業価値の向上に努めます。さらに全社で、デジタル・ITによる企業変革に取り組み、グローバル化を見据えたシンプルに構造化されたIT基盤への刷新を図るとともに、創薬バリューチェーンの変革をはじめとしたデジタルトランスフォーメーションを推進します。

### ③ 過年度の奨学寄附を巡る事案への対応について

2017年度に実施した三重大学医学部への奨学寄附が贈賄に該当するとして、2021年1月に当社元社員2名が逮捕されました（同年6月29日付で有罪判決を受け、判決が確定しています）。

これを受け、当社は、3名の外部弁護士で構成される調査委員会を設置して、事実関係の調査、原因究明等の調査を行い、同年8月6日付で調査報告書を受領いたしました。

当社は、調査委員会の調査結果・提言および社内調査結果を踏まえ、奨学寄附の中止を含む再発防止策や内部統制強化に向けた取り組みを進めています。今後とも、全社一丸となってコンプライアンスの一層の強化に努め、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に取り組んでまいります。



## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第71期 (2019年3月期)	第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期(当期) (2022年3月期)
売上収益	288,634百万円	292,420百万円	309,284百万円	361,361百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	51,539百万円	59,704百万円	75,425百万円	80,519百万円
基本的1株当たり当期利益	100.25円	118.47円	151.11円	162.19円
資産合計	655,056百万円	673,444百万円	745,428百万円	739,203百万円
資本合計	562,736百万円	568,022百万円	639,743百万円	661,674百万円

- (注) 1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. 第74期より、会計方針を一部変更しております。これに伴い、第73期の記載金額について遡及修正を行っております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
オノ・ファーマ・ユーエスエー インク	24,000 千米ドル	100.0 %	医薬品事業
オノ・ファーマ・ユーケー・リミテッド	50 千ポンド	100.0	医薬品事業
韓国小野薬品工業株式会社	3,000 百万ウォン	100.0	医薬品事業
台湾小野薬品工業股份有限公司	90 百万台湾元	100.0	医薬品事業
小野薬品ヘルスケア株式会社	10 百万円	100.0	健康食品・機能的表示食品事業

(注) 上記の重要な子会社5社を含め連結子会社は11社、持分法を適用した関連会社は1社であります。

## (7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、医療用医薬品を主体とする各種医薬品の研究、開発、製造、仕入および販売を主たる事業としております。

## (8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

本社 大阪市中央区久太郎町一丁目8番2号

〔登記簿上の  
本店所在地 大阪市中央区道修町二丁目1番5号〕

営業拠点 北海道支店(札幌市)、東北支店(仙台市)、関東第一支店(千葉市)、  
関東第二支店(さいたま市)、関東第三支店(群馬県前橋市)、  
東京支店、横浜支店、東海支店(名古屋市)、京滋北陸支店(京都市)、  
大阪支店、中国四国支店(広島市)、九州沖縄支店(福岡市)

工場等 フジヤマ工場(静岡県)、山口工場(山口県)、城東製品開発センター(大阪市)

研究所 水無瀬研究所(大阪府)、福井研究所(福井県)、筑波研究所(茨城県)

- (注) 1. 2022年4月1日付で、関東・甲信越地域における営業拠点の見直しを行い、関東第三支店を発展的に解消し、関東第一支店(さいたま市)および関東第二支店(群馬県前橋市)の2拠点体制に再編いたしました。
2. 2022年4月1日付で、研究機能の見直しを行い、福井研究所の機能を水無瀬研究所に集約し、3拠点体制から水無瀬研究所および筑波研究所の2拠点体制に再編いたしました。これに伴い、2022年3月31日をもって福井研究所を閉鎖いたしました。

### ② 子会社

海外 オノ・ファーマ・ユーエスエー インク (米国マサチューセッツ州)  
オノ・ファーマ・ユーケー・リミテッド (英国ロンドン)  
韓国小野薬品工業株式会社 (韓国ソウル)  
台湾小野薬品工業股份有限公司 (台湾台北)

国内 東洋製薬化成株式会社 (本社：大阪市)  
株式会社ビーブランド・メディコーデンタル (本社：大阪市)  
小野薬品ヘルスケア株式会社 (本社：大阪市)

(注) 東洋製薬化成株式会社は、支配力基準を適用した子会社であります。

**(9) 従業員の状況** (2022年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,687 名	+80 名

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,354 名	+35 名

**(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2020年6月19日付にて本庶佑氏より、PD-1特許に関する対第三者訴訟関連分配金請求訴訟を大阪地方裁判所に提起されておりましたが、同裁判所からの和解の勧めを受けて、2021年11月12日付で、同氏との間で和解が成立いたしました。

合意した和解の内容は、本訴訟における請求のみならず、2006年10月23日付に締結された「PD-1遺伝子特許実施権許諾に関する契約書」にかかる当社と同氏との間での紛争について全面解決を図るものであり、当社は、解決金等50億円および国立大学法人京都大学への寄附金230億円を支払いました。

2. 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)
- (1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 528,341,400株 (自己株式 40,031,712株を含む)
- (3) 株主数 64,637名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	76,107	15.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	26,807	5.48
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	21,645	4.43
明治安田生命保険相互会社	18,594	3.80
公益財団法人小野奨学会	16,428	3.36
株式会社鶴鳴荘	16,161	3.30
株式会社三菱UFJ銀行	8,640	1.76
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	7,979	1.63
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	7,806	1.59
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,086	1.45

- (注) 1. 当社は、自己株式 40,031,712株を保有しておりますが、上記の表からは除いております。  
2. 持株比率は、自己株式(40,031,712株)を控除して計算しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、資本効率の向上を図るとともに、総合的な株主還元策の一環として、2021年11月26日の取締役会決議に基づき、同年11月29日から2022年2月25日にかけて自己株式10,916,200株を総額29,999,828,500円で取得いたしました。
- ② ①で取得した自己株式10,916,200株は、2022年4月28日付で消却いたしました。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### 当期末日において当社の会社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

当社では、取締役が当社の中長期的な企業価値の向上への動機づけをより明確にし、株主の皆様と利益意識を共有することを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

名称 (発行日)	発行決議日	個数	目的となる株式の種類および数	1個当たりの払込金額	1個当たりの行使価額	権利行使期間	取締役の保有状況 (保有者数)
小野薬品工業株式会社 2015年度 新株予約権 (2015年7月13日)	2015年 6月26日	29個	当社普通株式 14,500株	1,077,600円	500円	2015年7月14日から 2055年7月13日まで	14個 (2名)
小野薬品工業株式会社 2016年度 新株予約権 (2016年7月14日)	2016年 6月29日	26個	当社普通株式 13,000株	1,702,500円	500円	2016年7月15日から 2056年7月14日まで	11個 (2名)
小野薬品工業株式会社 2017年度 新株予約権 (2017年7月14日)	2017年 6月29日	29個	当社普通株式 14,500株	883,000円	500円	2017年7月15日から 2057年7月14日まで	14個 (2名)
小野薬品工業株式会社 2018年度 新株予約権 (2018年7月9日)	2018年 6月22日	29個	当社普通株式 14,500株	954,500円	500円	2018年7月10日から 2058年7月9日まで	14個 (2名)
小野薬品工業株式会社 2019年度 新株予約権 (2019年7月5日)	2019年 6月20日	40個	当社普通株式 20,000株	669,000円	500円	2019年7月6日から 2059年7月5日まで	19個 (2名)
小野薬品工業株式会社 2020年度 新株予約権 (2020年7月3日)	2020年 6月18日	39個	当社普通株式 19,500株	1,132,000円	500円	2020年7月4日から 2060年7月3日まで	31個 (4名)
小野薬品工業株式会社 2021年度 新株予約権 (2021年7月2日)	2021年 6月17日	47個	当社普通株式 23,500株	837,000円	500円	2021年7月3日から 2061年7月2日まで	47個 (5名)

- (注) 1. 上記の新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。
2. 2016年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っているため、「目的となる株式の種類および数」および「新株予約権1個当たりの行使価額」の数値は調整されております。
3. 上記の新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
  - ②新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
  - ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
  - ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 当社は、新株予約権を社外取締役および監査役には割り当てておりません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
※取締役社長	相 良 暁	
取締役専務執行役員	辻 中 聡 浩	経営戦略本部長
取締役専務執行役員	滝 野 十 一	研究本部長
取締役常務執行役員	小 野 功 雄	経営調査室長
取締役常務執行役員	出 光 清 昭	開発本部長
取 締 役	野 村 雅 男	岩谷産業株式会社相談役 京阪神ビルディング株式会社社外取締役
取 締 役	奥 野 明 子	甲南大学経営学部教授
取 締 役	長 榮 周 作	パナソニック株式会社特別顧問 一般財団法人道路交通情報通信システムセンター理事長
監 査 役 (常勤)	西 村 勝 義	
監 査 役 (常勤)	谷 坂 裕 信	
監 査 役	菱 山 泰 男	田辺総合法律事務所パートナー弁護士 東京地方裁判所鑑定委員 (借地非訟)
監 査 役	田 辺 彰 子	田辺彰子公認会計士事務所代表 尾家産業株式会社社外取締役 御堂筋監査法人社員

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 取締役 野村雅男氏、取締役 奥野明子氏および長榮周作氏は、社外取締役であります。

3. 監査役 菱山泰男氏および監査役 田辺彰子氏は、社外監査役であります。

4. 監査役 田辺彰子氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当期中の取締役の異動および地位の変更

①2021年6月17日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、栗田 浩氏および栗原 潤氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

②2021年6月17日開催の第73回定時株主総会において、出光清昭氏および長榮周作氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

③2021年6月17日開催の取締役会において、辻中聡浩氏および滝野十一氏は取締役常務執行役員から取締役専務執行役員になりました。

7. 当期中の監査役の異動

①2021年6月17日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、藤吉信治氏は監査役を辞任いたしました。

②2021年6月17日開催の第73回定時株主総会において、谷坂裕信氏は同総会終結の時をもって監査役を辞任した藤吉信治氏の補欠として、新たに監査役に選任され、就任いたしました。

8. 長榮周作氏が特別顧問を務めるパナソニック株式会社は、2022年4月1日付でパナソニックホールディングス株式会社に商号変更しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする契約を締結しております。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、各取締役および各監査役との間で会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内にて当社が補償することとしております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社グループの取締役、監査役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等の損害は補償対象外となっております。なお、当該保険契約の保険料は、その全額を当社の負担としております。

## (5) 当期に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### a. 方針決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会の決議により決定しております。本方針の見直しを行う場合は、社外取締役が過半数を占める「役員報酬案検討会議」における審議を経て、取締役会に諮り決定することとしております。

#### b. 方針の内容の概要

##### <基本方針>

- ・当社取締役が、研究開発型医薬品企業として持続的な成長の実現に努め、株主の皆様と利益意識を共有して企業価値の向上を図ることができるよう、取締役の報酬等は中長期的な展望を持って挑戦を続けることを奨励するとともに、業績目標に対する意識を高め、企業価値向上への貢献を促すことができる内容とする。
- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬等」および中長期インセンティブとしての「株式報酬」により構成し、社外取締役については、客観的かつ独立した立場から経営を監督するという役割を考慮し、固定報酬である「基本報酬」のみとする。

##### <基本報酬>

- ・基本報酬は月次の固定報酬とし、事業規模、職責、従業員に対する処遇との整合性等を勘案した上で、他社水準も参考にして適切な水準となるように設定する。

##### <業績連動報酬等（賞与）>

- ・業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標の目標数値への達成度を反映させることを基本に、企業価値向上に対する個人別の貢献度、事業環境の変化等を査定・評価した上で額を算定し、賞与として事業年度終了後に一括支給する。

<株式報酬（株式報酬型ストックオプション）>

- ・株式報酬は、株主の皆様と同じ目線で中長期的な企業価値の向上を図る動機づけとして、取締役の退任後に一括して権利を行使することができる株式報酬型ストックオプションを定時株主総会終了後に付与する。ストックオプションの付与個数は、将来にわたる持続的成長に向けた意思決定への貢献度に応じて、業績や株価水準も考慮して算定する。

<報酬構成の割合>

- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬構成の割合は、当社の事業特性やその時々々の経営課題、事業環境を踏まえて妥当性を判断する。
- ・業績連動報酬等（目標達成時）および非金銭報酬等は、その目的に鑑み、代表取締役・CEOは、他の取締役より報酬全体に占める比率を高める構成とする。

<個人別の報酬等の決定方法>

- ・個人別の報酬等の額については、株主総会で承認を得た範囲内で、「役員報酬案検討会議」における審議を経て、取締役会に諮り決定する。

c. 当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、社外取締役が過半数を占める役員報酬案検討会議において、代表取締役が作成する取締役の個人別の報酬等の原案の妥当性や報酬決定方針との整合性について審議した上で、取締役会で支給を決議することとしております。取締役会では、役員報酬案検討会議での審議の内容等を相当であると認めていることから、取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬限度額については、以下のとおり株主総会で決議されております。

支給対象	取締役	取締役 (社外取締役を除く)	監査役
報酬内容	金銭報酬 (基本報酬、賞与)	非金銭報酬等 (株式報酬型ストック オプション)	金銭報酬 (基本報酬)
株主総会決議	2007年6月28日 第59回定時株主総会	2015年6月26日 第67回定時株主総会	2013年6月26日 第65回定時株主総会
決議内容の概要	上限額 4億5千万円 (年額)	上限額 1億円 (年額)	上限額 1億円 (年額)
対象となる役員の員数	当該総会后取締役10名	当該総会后取締役7名 (うち付与対象者5名)	当該総会后監査役4名

(注) 1. 取締役の金銭報酬については、使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等（株式報酬型ストックオプション）については、「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」等の施行に伴い、株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、2021年6月17日開催の第73回定時株主総会において新株予約権の取得条項を追加する決議をいたしました。なお、当該総会終了後の取締役は8名（うち付与対象者は5名）であります。



## ③ 当期に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	379	208	130	41	6
社外取締役	50	50	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	59	59	—	—	3
社外監査役	26	26	—	—	2
合 計	513	342	130	41	15

- (注) 1. 業績連動報酬等として、取締役(社外取締役を除く)に対して賞与を支給しております。賞与は取締役の業績目標に対する意識を高めるため、事業年度ごとの業績指標への達成度を反映させることを基本としております。また、当社の持続的な成長に向けた年度単位の活動実績を評価するため、中期的な経営課題をもとに年度単位で設定する定性的な評価指標も用いております。業績連動報酬等である当期の賞与の業績指標には、連結の売上収益、営業利益、当期利益を採用し、期初に掲げた連結業績予想を目標数値としております。賞与の額は、役職ごとに設定した基準額に対して、業績指標の目標数値の達成度を反映させた上で、製品価値最大化、研究開発体制の変革、海外への挑戦、企業基盤の強化といった中期的な経営課題に対する個人別の取り組み状況等を加味して算定しております。当期の賞与の算定に用いた業績指標の実績は、事業報告および連結計算書類に記載のとおりであります。
2. 非金銭報酬等として、取締役(社外取締役を除く)に対して株式報酬型ストックオプションを付与しています。当該株式報酬型ストックオプションの内容および付与状況については「3. 新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。
3. 上記の業績連動報酬等(賞与)の額は、当期に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
4. 上記の非金銭報酬等(株式報酬型ストックオプション)の額は、ストックオプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等のうち当期に費用計上した額を記載しております。
5. 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人分給与は含んでおりません。
6. 当期末日時点における在籍人員は、取締役(社外取締役を除く)5名、社外取締役3名および監査役(社外監査役を除く)2名ですが、上記報酬額には、2021年6月17日付をもって退任した取締役(社外取締役を除く)1名、社外取締役1名および監査役(社外監査役を除く)1名をそれぞれ含んでおります。

## (6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係  
記載すべき関係はありません。

② 当期における主な活動状況等

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	野村雅男	当期中に開催された取締役会15回全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営上有用な助言・提言を適宜行うなど、経営の健全性、業務執行の的確性の維持・向上に貢献しております。また、役員人事案検討会議および役員報酬案検討会議の議長として、独立した立場から取締役等の指名・報酬の決定に関与するなど、経営に対する適切な監督を行っております。
	奥野明子	当期中に開催された取締役会15回全てに出席し、経営学を専門とする大学教授としての高度な学術知識や女性の労働や人事評価制度等の専門領域における知見に基づき、経営上有用な助言・提言を適宜行うなど、経営の健全性、業務執行の的確性の維持・向上に貢献しております。また、役員人事案検討会議および役員報酬案検討会議の一員として、独立した立場から取締役等の指名・報酬の決定に関与するなど、経営に対する適切な監督を行っております。
	長榮周作	2021年6月17日就任後に開催された取締役会11回全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営上有用な助言・提言を適宜行うなど、経営の健全性、業務執行の的確性の維持・向上に貢献しております。また、役員人事案検討会議および役員報酬案検討会議の一員として、独立した立場から取締役等の指名・報酬の決定に関与するなど、経営に対する適切な監督を行っております。
区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	菱山泰男	当期中に開催された取締役会15回および監査役会16回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、経営上有用な助言・提言を適宜行っております。
	田辺彰子	当期中に開催された取締役会15回および監査役会16回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、経営上有用な助言・提言を適宜行っております。

(注) 「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」に記載のとおり、2017年度に実施した三重大学医学部への奨学寄附が贈賄に該当するとして、2021年1月に当社元社員2名が逮捕されました(同年6月29日付で有罪判決を受け、判決が確定しています)。各社外取締役および各社外監査役は事前に当該事案について認識しておりませんでした。各氏は日頃から、コンプライアンスの重要性および法令遵守の徹底について意見表明を行ってまいりました。また、当該容疑を知り得た後において、各氏は事実関係の調査を要請するとともに、当社グループ全体の内部統制強化と再発防止のための意見表明を行うなど、それぞれ社外役員としての職責を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額  
85百万円

② 当社および当社の子会社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
106百万円

- (注) 1. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人に支払うべき報酬等の総額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、データ解析に係る助言業務、内部統制に関する助言・指導業務等についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にある場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査役会がその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断すれば、「会計監査人の解任または不再任」を監査役全員の同意にて行うか、監査役会が株主総会の付議議案とすることを決定し、それを提出いたします。

(注) 本事業報告において、記載金額は単位未満を四捨五入し、株式数は単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結財政状態計算書

2022年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額	(ご参考) 前期金額	科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
<b>流 動 資 産</b>	<b>281,266</b>	<b>247,642</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>65,926</b>	<b>93,733</b>
現金及び現金同等物	69,112	61,045	仕入債務及びその他の債務	49,689	39,163
売上債権及びその他の債権	99,788	84,269	リ ー ス 負 債	2,301	2,023
有 価 証 券	60	2,978	その他の金融負債	716	616
その他の金融資産	47,797	40,952	未払法人所得税	1,526	19,047
棚 卸 資 産	41,817	39,151	引 当 金	—	20,721
その他の流動資産	22,692	19,246	その他の流動負債	11,694	12,163
<b>非 流 動 資 産</b>	<b>457,937</b>	<b>497,787</b>	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>11,603</b>	<b>11,952</b>
有形固定資産	112,131	113,866	リ ー ス 負 債	6,501	7,030
無 形 資 産	64,734	68,285	その他の金融負債	0	0
投資有価証券	125,046	146,796	退職給付に係る負債	3,322	3,056
持分法で会計処理されている投資	108	112	繰 延 税 金 負 債	1,009	1,052
その他の金融資産	127,302	131,888	その他の非流動負債	771	813
繰 延 税 金 資 産	25,074	34,242	<b>負 債 合 計</b>	<b>77,529</b>	<b>105,685</b>
退職給付に係る資産	377	7	<b>資 本 の 部</b>		
その他の非流動資産	3,165	2,590	親会社の所有者に帰属する持分	<b>655,906</b>	<b>634,133</b>
			資 本 金	17,358	17,358
			資 本 剰 余 金	17,241	17,231
			自 己 株 式	△74,683	△44,705
			その他の資本の構成要素	51,236	62,299
			利 益 剰 余 金	644,754	581,950
			<b>非 支 配 持 分</b>	<b>5,768</b>	<b>5,610</b>
			<b>資 本 合 計</b>	<b>661,674</b>	<b>639,743</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>739,203</b>	<b>745,428</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>739,203</b>	<b>745,428</b>

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。  
2. (ご参考) 前期金額は、監査対象外です。  
3. クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーションまたはカスタマイゼーションのコストを費用として認識する方法に変更しました。この会計方針の変更に伴い、(ご参考) 前期金額については、遡及修正した金額を記載しております。

## 連結損益計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上収益	361,361	309,284
売上原価	△93,511	△85,573
<b>売上総利益</b>	<b>267,850</b>	<b>223,711</b>
販売費及び一般管理費	△77,057	△69,230
研究開発費	△75,879	△62,384
その他の収益	980	8,165
その他の費用	△12,698	△1,932
<b>営業利益</b>	<b>103,195</b>	<b>98,330</b>
金融収益	2,710	2,693
金融費用	△874	△137
持分法による投資損益	△6	4
<b>税引前当期利益</b>	<b>105,025</b>	<b>100,890</b>
法人所得税	△24,340	△25,392
<b>当期利益</b>	<b>80,684</b>	<b>75,497</b>
<b>当期利益の帰属：</b>		
親会社の所有者	80,519	75,425
非支配持分	166	72
<b>当期利益</b>	<b>80,684</b>	<b>75,497</b>

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。  
 2. (ご参考) 前期金額は、監査対象外です。  
 3. クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーションまたはカスタマイゼーションのコストを費用として認識する方法に変更しました。この会計方針の変更に伴い、(ご参考) 前期金額については、遡及修正した金額を記載しております。

# 貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科目	金額	(ご参考) 前期金額	科目	金額	(ご参考) 前期金額
<b>流動資産</b>	<b>264,681</b>	<b>234,382</b>	<b>流動負債</b>	<b>56,494</b>	<b>85,809</b>
現金及び預金	102,637	90,847	買掛金	8,497	7,228
売掛金	93,824	75,764	未払金	37,233	28,500
有価証券	—	2,404	未払費用	1,122	1,106
商品及び製品	19,039	19,227	未払法人税等	1,109	18,967
仕掛品	5,329	5,673	未払消費税等	693	1,727
原材料及び貯蔵品	16,254	13,897	預り金	287	297
前払費用	10,784	9,906	賞与引当金	5,760	5,710
未収入金	5,326	7,693	役員賞与引当金	130	84
その他	11,489	8,971	特許権等実施料引当金	—	20,721
<b>固定資産</b>	<b>397,204</b>	<b>435,251</b>	販売促進引当金	1,154	1,184
<b>有形固定資産</b>	<b>89,044</b>	<b>91,205</b>	その他	508	284
建物	47,154	47,606	<b>固定負債</b>	<b>6,198</b>	<b>9,259</b>
構築物	1,075	1,154	長期未払金	44	44
機械及び装置	6,521	6,367	再評価に係る繰延税金負債	2,166	2,166
車両運搬具	9	8	退職給付引当金	2,945	5,949
工具、器具及び備品	1,039	830	その他	1,042	1,099
土地	31,678	31,924	<b>負債合計</b>	<b>62,692</b>	<b>95,068</b>
建設仮勘定	1,568	3,316	<b>純資産の部</b>		
<b>無形固定資産</b>	<b>9,103</b>	<b>9,617</b>	<b>株主資本</b>	<b>546,273</b>	<b>510,243</b>
営業権	8,128	8,343	資本金	17,358	17,358
借地権	—	2	資本剰余金	17,026	17,015
施設利用権	365	375	資本準備金	17,002	17,002
電話加入権	19	19	その他資本剰余金	24	13
ソフトウェア仮勘定	591	879	<b>利益剰余金</b>	<b>586,523</b>	<b>520,534</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>299,057</b>	<b>334,430</b>	利益準備金	4,340	4,340
投資有価証券	121,271	143,535	その他利益剰余金	582,184	516,194
関係会社株式	3,415	3,415	固定資産圧縮積立金	164	34
その他の関係会社有価証券	1,697	474	オープンバージョン積立金	—	18
長期性預金	120,000	125,000	別途積立金	374,500	374,500
関係会社長期貸付金	810	—	繰越利益剰余金	207,520	141,642
従業員に対する長期貸付金	1	1	<b>自己株式</b>	<b>△74,635</b>	<b>△44,665</b>
長期前払費用	396	626	評価・換算差額等	52,782	64,185
敷金	641	690	その他有価証券評価差額金	56,598	68,898
保険積立金	7,087	6,598	土地再評価差額金	△3,815	△4,713
前払年金費用	136	—	<b>新株予約権</b>	<b>137</b>	<b>138</b>
繰延税金資産	42,067	53,411	<b>純資産合計</b>	<b>599,192</b>	<b>574,566</b>
その他	1,536	681	<b>負債・純資産合計</b>	<b>661,885</b>	<b>669,633</b>
<b>資産合計</b>	<b>661,885</b>	<b>669,633</b>			

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。  
 2. (ご参考) 前期金額は、監査対象外です。

# 損益計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上高	357,023	305,183
売上原価	87,630	78,774
売上総利益	269,393	226,409
販売費及び一般管理費	149,494	141,481
営業外収益	119,899	84,929
受取利息	27	27
受取配当金	2,315	2,401
その他収入	-	1,193
営業外費用	976	571
支払利息	2,160	2,342
寄附金	36	38
固定資産売却損	910	1,379
減価償却費	-	269
訴訟費用	386	0
為替差損	48	384
その他	398	58
経常利益	382	213
特別利益	121,057	86,778
固定資産売却益	14,526	14,400
投資有価証券売却益	-	501
契約一時金収入	14,526	7,439
特別損失	-	6,459
訴訟費用	11,166	-
契約一時金支払	7,479	-
税引前当期純利益	3,687	-
法人税、住民税及び事業税	124,417	101,178
法人税等調整額	13,069	31,267
当期純利益	16,754	△7,016
	<b>94,594</b>	<b>76,927</b>

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。  
 2. (ご参考) 前期金額は、監査対象外です。

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

小野薬品工業株式会社  
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 目 細 実  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 下井田 晶代  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 村 上 育 史  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小野薬品工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、小野薬品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

小野薬品工業株式会社  
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 目 細 実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 下井田 晶代
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村 上 育 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小野薬品工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針及び監査計画、職務分担等に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の当社元従業員による過年度の奨学寄附を巡る贈賄案件について、監査役会は、調査委員会の調査結果等を踏まえた再発防止策や内部統制強化に向けた取り組みが着実に実施されていることを確認しております。今後も引き続き、再発防止策等の実施状況を注視し、検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

小野薬品工業株式会社 監査役会

常勤監査役 西村 勝 義 ㊟

常勤監査役 谷坂 裕 信 ㊟

社外監査役 菱山 泰 男 ㊟

社外監査役 田辺 彰 子 ㊟

以 上





## 当社第74回定時株主総会開催にあたってのお願い

### [株主の皆さまへのお願い]

- 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、株主の皆さまの安全確保および感染拡大防止のため、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

### [来場される株主様へのお願い]

- ご来場される株主様におかれましては、**マスクのご着用、消毒液での手指の消毒など、感染防止へのご協力をお願いいたします。**また、会場入口において検温を実施させていただき、そこで**発熱等の症状が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお控えいただく場合がございます**ので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 会場の座席は十分な座席間隔を確保した配置とさせていただくことから、**十分な席数が確保できない場合がございます。**感染拡大防止の観点から、**席数を上回る株主様がご来場された場合にはご入場を制限させていただきます**ので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

## 株主総会会場ご案内図

会場

**帝国ホテル大阪** 3階 孔雀の間  
大阪市北区天満橋一丁目8番50号



JR大阪環状線 桜ノ宮駅  
西出口より徒歩約5分

当日は駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。